

人権問題研究所紀要

第 37 号

論文

激変する情報環境と情報不祥事・人権・政治・個人情報保護

～IT革命の進化と具体的事例をふまえて～ …………… 北口 末広

研究ノート

外国籍住民と自治会活動—公営住宅から戸建住宅へ

…………… 瀬戸 徐 映里奈

翻訳

人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容と闘う米州条約

…………… 李 嘉永

近畿大学人権問題研究所

2023年3月

人權問題研究所紀要 第三十七号

近畿大学人權問題研究所

目 次

論文

激変する情報環境と情報不祥事・人権・政治・個人情報保護
～ I T 革命の進化と具体的事例をふまえて～

近畿大学人権問題研究所主任教授 北口 末広…………… 1

研究ノート

外国籍住民と自治会活動—公営住宅から戸建住宅へ

近畿大学人権問題研究所特任講師 瀬戸 徐 映里奈…………… 43

翻訳

人種主義、人種差別及び関連する形態の不寛容と闘う米州条約

近畿大学人権問題研究所准教授 李 嘉永…………… 71

近畿大学人権問題研究所紀要投稿規程 …………… 87

近畿大学人権問題研究所紀要投稿規程

この規程は、近畿大学人権問題研究所紀要への投稿に関する取扱事項を定めたものである。

1. 投稿者は、原則として近畿大学人権問題研究所専任教員、兼任教員とする。ただし、紀要委員会が特に依頼したものについては、この限りではない（本学の非常勤講師及び部外の者等）。その場合は、専任教員を通じて原稿を提出する。
2. 原稿は独創的かつ学問上価値のあるもので、その内容については、著者が責任を負う。
3. 原稿は次の区分に添う内容のものとする。区分は、(1) 論文、(2) 評論、(3) 書評、(4) 研究ノート、(5) その他とし、投稿者がこれらの区分を明記する。
4. 紀要委員会（以下「委員会」という）は、投稿原稿の掲載の適否を判断するため、審査を行う。また、委員会は、投稿者に対し原稿内容と区分についての補筆や修正を求めることができる。
5. 紀要委員長は、審査委員を委嘱し、投稿原稿の査読を依頼することができる。
6. 原稿は原則として未公開のものに限る。
7. 原稿の長さは原則として、日本語論文では刷り上がり 20 ページ、英語論文では 8000 語以内を目安とする。刷り上がりは、A 5 判・横書き、日本語論文では、1 ページあたり 35 字 26 行を原則とする。
8. 原稿の締切日は、毎年 10 月 10 日の 1 回とし、これを厳守する。
9. 投稿の申し込みは、7 月 10 日から受け付け、テーマ、原稿区分、簡単な要旨からなる申込書を提出し、原稿は、9 月 10 日から 10 月 10 日までに

紀要委員に提出する。

10. 原稿の提出日をもって原稿受理日とする。
11. 執筆者の校正は2回までとする。内容および図表などの大幅な変更、追加は原則として認めない。
12. 紀要に投稿した原稿の著作権は、著作者に帰属する。
13. 紀要刊行後の原稿は、冊子体以外の媒体（近畿大学学術情報リポジトリ等）で公開されることがあることを承諾のうえ投稿するものとする。ただし、電子媒体での公開・非公開およびその範囲については、原稿提出時に、委員会にその旨意思表示を行うものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

2023年3月31日 印刷発行

人権問題研究所紀要

第 37 号

発行所

近畿大学人権問題研究所

〒577-8502

東大阪市小若江3丁目4-1



近畿大学

KINDAI UNIVERSITY